

# 商品概要説明書

教育ローン（一般型）

(2024年4月1日現在)

商品名	教育ローン（一般型）
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。なお、当 J A が定める条件を満たしている方を連帯保証人としていただく場合は、ご本人の最終償還時の年齢が満 71 歳以上でも、連帯保証人の方の最終償還時の年齢が満 71 歳未満であればお借入が可能となります。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</p> <p>○教育施設（修業年限が 6 か月以上（外国の教育施設は 3 か月以上）で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a 大学，大学院（法科大学院など専門職大学院を含む），短期大学</li><li>b 専修学校，各種学校（予備校，デザイン学校など）</li><li>c 高等学校，高等専門学校，特別支援学校の高等部</li><li>d その他職業能力開発校などの教育施設</li></ul> <p>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○教育施設に就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から 3 か月以内にお支払済みのご資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。</p> <p>（例）①教育施設へ支払う入学金，授業料等学校納付金，学費 ②アパートの家賃等</p> <p>○現在他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。</p>
借入金額	<p>○1 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、次の条件を満たしている方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①無担保のお借入総額（当 J A 内および他金融機関分）が、前年度税込年収の範囲内であること。</li><li>②当 J A の定める基準により算出した年間元利金ご返済可能額が、本ローンの年間返済額以上であること。</li><li>③本ローンを含む J A からの無担保借入金の合計額が、当 J A の定める範囲内であること。</li></ul>
借入期間	<p>○据置期間を含め 1 年以上 15 年以内とします。ただし、1 か月単位とします。</p> <p>○据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の</p>

	<p>6か月後までの範囲内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。</p>														
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（当JA所定の短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（当JA所定の短期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（日本政策金融公庫「国の教育ローン」連動金利）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>														
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（正組合員の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>														
担保	<p>○原則として不要です。</p>														
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（兵庫県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p>														
保証料	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①前払方式</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p><b>【准組合員の方で、お借入額100万円、お借入利率3.000%の場合の一括支払保証料（例）】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>4,389</td> <td>12,539</td> <td>20,842</td> <td>29,308</td> <td>42,301</td> <td>64,761</td> </tr> </table> <p>②後払方式</p> <p>当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証機関へ支払います。</p>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年	保証料（円）	4,389	12,539	20,842	29,308	42,301	64,761
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年									
保証料（円）	4,389	12,539	20,842	29,308	42,301	64,761									

	<p>この場合、お借入利率は年0.80%（准組合員の方へのご融資の場合）上乘せされた利率が適用されます。</p>								
<p>団体信用生命共済</p>	<p>○ご希望により当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.25%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.45%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ご加入に際しては、健康状態を告知していただきます。健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.25%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.45%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.45%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	年0.25%								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.45%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.45%								
<p>9大疾病補償保険</p>	<p>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年0.60%</p>								
<p>手数料</p>	<p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>								
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支店または本店金融課（電話：078-934-5800）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）  東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会  （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA本店金融課またはJAバンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会に</li> </ul>								

	お問い合わせください。
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A あかし